

愛媛県大規模小売店舗立地審議会 議事録

- 1 日 時 : 令和7年9月10日(水) 13:30~14:50
- 2 場 所 : 二番町ホール
- 3 出席委員 : 有光委員・倉内委員・竹下委員・谷本委員・東淵委員・東委員・福嶋委員・八東委員(8名)
※谷本委員・八東委員は、愛媛県大規模小売店舗立地審議会運営要綱第6条第2項によるみなし出席

○開 会

[事務局]

ただいまから、愛媛県大規模小売店舗立地審議会を開会いたします。

当審議会は、8名の委員で構成されておりまして、定足数は過半数の5名でございます。

本日出席の委員は6名、愛媛県大規模小売店舗立地審議会運営要綱第6条第2項の規定に基づき、書面による意見により出席とみなされる委員2名、合計8名の出席と認められるので、愛媛県大規模小売店舗立地審議会規程第4条第2項に基づき、本審議会は有効に成立しております。

なお、参考人招致については、今回の審議案件でございます「ドラッグコスモス大可賀店」及び「(仮称) mac 西条国安店」の設置者に要請いたしまして、本日、ご出席いただいております。

それでは、議事に入りたいと思いますが、まず始めに、東淵会長よりご挨拶いただき、その後、議事を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ー東淵会長あいさつー

[東淵会長]

それでは、議事(審議案件)に移りたいと思います。

本日の会議の議事録署名人は、竹下委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、本審議会の結果につきましては、会議終了後、会議の内容等を記載した書面を作成し、県庁において一般の閲覧に供します。

まず、お手元の資料にありますように、「ドラッグコスモス大可賀店」の新設届出について審議します。

参考人の入室をお願いします。

ー参考人入室ー

[東淵会長]

では、事務局に説明を求めます。

[事務局]

ー資料1~6ページの主な内容について説明ー

- 駐車場の収容台数、荷さばき及び廃棄物関係について、指針の基準値を満たしている。

駐輪場の収容台数については、指針の参考値を下回るものの、既存類似店舗の実績から算出した必要台数7.2台を充足している。

- オープン時や繁忙時には、駐車場出入口等に交通整理員を配置する。
- 騒音については4地点で予測・評価を実施。

等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともに全ての予測地点で環境基準値以下となった。

夜間の騒音発生源ごとの最大値については、B'～D'地点で、来客車両走行音により規制基準値を超過した。そのため、基準値を超える音源について実測値を用いて再予測を行ったところ、いずれの地点も基準値以下となった。

以上、設置者の対応状況を検討したところ、届出事項の内容は指針等を満たしており、現時点で考えられる合理的な範囲内で騒音及び交通安全等に対する必要な対策は講じていると認められる。また、一般住民等及び松山市からの法に基づく意見はないことから、事務局としては、設置者に対し、法に基づく「県の意見はなし」と回答したいと考えている。

なお、本日欠席の八束委員からは意見なしとの回答を、谷本委員から当該届出について、事前に意見をいただいているので報告させていただく。

《谷本委員の質問》

・資料3ページの⑤経路の設定、円滑な入出庫対策等に関して、【東方面】ゾーンCの退店経路として、出入口2を右折して退店するよう設定されているが、交差点が近く、また交差点の右左折レーンを横切る必要がある。道路を走行する車両と退店する車両との接触の危険性はないか。注意喚起も含め、対策は十分講じられているか。

[東淵会長]

谷本委員からいただいたご意見について、倉内委員の専門分野かと思いますが、いかがでしょうか。

[倉内委員]

谷本委員のご指摘のとおり、右折レーンと重ならないようにしていただくのが望ましいですが、難しい部分があり、このままで結構かと思えます。ただ、県道22号は交通量が多く、物流道路としても重要性が高い道路です。また、外環状道路の現在の工事区間が開通しますとより交通量が増えるうえ、将来的に外環状道路がさらに北方向に延伸してきた場合も変化が見込まれ、重要な道路だと思えます。そういった観点から凶面を見ますと、横断歩道や停止線の配置がよくないと思えます。定期的に塗りなおしているかと思えますので、その際にでもよりコンパクトな交差点となるよう対応していただければ、交差点処理能力が向上するため、渋滞の緩和や安全面の向上につながりますので、事務局から担当部署にお伝えいただければと思えます。

[東淵会長]

それでは、参考人のご意見を求めます。

[参考人]

谷本委員のご指摘については、所轄警察署と協議した際にも同様のご懸念を示されました。ただ、県道219号から来店されたお客様が迂回して退店されるとは現実的に考えにくいことから、出庫時注意の看板を設置してはどうかとのご助言をいただき、凶面⑧に掲載されておりますとおり、柱に看板を設置する計画としています。なお、出入口1について

は、幹線道路になるということで出庫時は左折とするよう警察署からご指導がございましたので、そのような看板誘導、路面標示を行います。

[東淵会長]

この件につきまして、ご意見やご質問はありませんか。
その他、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

[竹下委員]

図面③において、駐車場の店舗南側の46番、47番の2台は必要なのでしょうか。

[参考人]

店舗正面でお客様のご利用が多い箇所であり、通路を広くしすぎると動線が複雑になってしまう面もあり、徐行を促すため、駐車マスを設置することとしています。

[東淵会長]

その他ご意見ご質問はありませんか。

[有光委員]

住民説明会で騒音に関する要望があったとのことですが、届出書における予測では基準を満たしています。これは以前あった店舗での騒音を気にされてのことでしょうか。

また、以前の店舗では南東側に出入口があったとのことですが、こちらを閉鎖することで騒音が軽減されるのでしょうか。

[参考人]

説明会でのご意見については、解体工事の際に音が大きかったとのご指摘でした。大規模小売店舗立地法における騒音予測については、新たに店舗を建てる場合の予測を行っております。それを踏まえ、住民の方から静穏、排気ガスに関するご意見をいただきましたので、静穏を促す看板を、敷地東側を中心に多めに設置します。

南東側の出入口につきましては、今回新たに店舗を設置するにあたり、駐車場法の技術基準を準用している出入口の設置基準に照らして検討したところ、交差点の中にあることからそぐわないため閉鎖し、歩行者・自転車のみ出入り可能としています。

[東淵会長]

その他ご意見ご質問はありませんか。
その他ご質問等ないようですので、参考人は退出いただいて結構です。

－参考人退出－

[東淵会長]

当審議会としての意見をとりまとめたいと思います。ご意見等はございませんか。

それでは、この届出案件につきましては、周辺地域の生活環境の保持のための合理的な範囲での配慮がなされていることから、設置者に対し法に基づく意見はない旨、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

なお、答申の手続については、会長に一任していただくことをご了解願います。

－全員了解－

[東淵会長]

次に「(仮称) mac 西条国安店」の新設届出について審議します。参考人の入室をお願いします。

－参考人入室－

[東淵会長]

では、事務局に説明を求めます。

[事務局]

－資料 7～14 ページの主な内容について説明－

- 駐車場の収容台数、荷さばき及び廃棄物関係については、指針の基準値を満たしている。

駐輪場の収容台数については、指針の参考値を下回るものの、既存類似店舗の実績データを基に算出した必要台数 10 台を充足している。

- オープン時や繁忙時には、交通整理員を配置する。

- 騒音については、4 地点で予測・評価を実施。

等価騒音レベルについては、昼間は全ての予測地点で環境基準値以下となったものの、夜間は A 地点で基準値を超過した。そのため、自動車走行音について実測値を用いて再予測を行ったところ、基準値を満足した。

夜間の騒音発生源ごとの最大値については、全ての予測地点で自動車走行音により基準値を超過した。そのため、実測値を用いて再予測を行ったものの、全ての予測地点において基準値を超過した。

そこで、基準値を超過した騒音発生源について、近接する建設物側において再々予測を行ったところ、A 地点においては基準値を超過した。そのため、さらに隣接している空き地との敷地境界 A' 地点において再度予測を行ったところ、基準値を満足した。

- 一般住民及び西条市から意見書が提出されており、設置者へ確認したところ、下記のとおり対応するとの回答があった。

- ・ 県道 150 号線側（出入口 2）については、隣接する東予西中学校の通学路となっていることから、交通安全対策の実施をお願いしたい。特に開業当初の不慣れな時期においては、登下校時の生徒の安全確保のため、「通学路注意」表示やハンプ、誘導員の配置などさらなる安全対策を講じていただきたいという意見については、店舗出入口に「通学路注意」「一旦停止」の看板を設置し、店舗利用車両への注意喚起を行うとともに、出入口には通学生徒、歩行者の視認をしやすいよう照明配置し安全対策を講じる。「ハンプ」は現時点で対応する予定はない。

- ・ 届出では、開店予定時間が午前 8 時となっており、登校時間帯と完全に重なっているほか、夕方の薄暮対策のため、必要に応じた警備員の配置や県道側進入路への照明配置をお願いしたいとの意見については、通学時間帯を避けるため、営業時間は午前 9 時から午後 10 時までとし、特に混雑が予想されるオープンセール期間中は、営業時間を午前 10 時から午後 9 時とし開閉時間を 1 時間短縮し、プレオープン（金曜日、チラシ配布なし）、グランドオープン（土曜日、チラシ配布あり）を設け、オープンセールの混雑緩和を図り、警備員を配置する。通学路となる県道側進入路には出入口を照らす照明配置を計画している。

以上、設置者の対応状況を検討したところ、届出事項の内容は指針等を満たしており、現時点で考えられる合理的な範囲内で騒音及び交通安全等に対する必要な対策は講じていると認められる。事務局としては、設置者に対し、法に基づく「県の意見はなし」と回答したいと考えている。

なお、本日欠席の谷本委員からは意見なしとの回答を、八束委員からは事前に意見をいただいているので報告させていただく。

《八束委員の意見》

・西条市や一般の方からの意見にもある通り、中学校に隣接しており、登下校の際には安全への考慮が必要である。

[東淵会長]

市・住民意見に対する回答をされており、その評価といった点も踏まえ、八束委員からいただいたご意見について、参考人に回答を求めます。

[参考人]

今回の出店にあたり、土地所有者から通学路の開店後の安全配慮について質問を受けており、校長先生とも協議を行いましたところ、校長先生からも車両の出入りに関する懸念が示され、看板によるお客様への注意喚起や照明の設置を行います。加えて、意見交換を定期的に行い、改善点や要望をお受けすることとしています。

[東淵会長]

登下校時の安全対策についてはいかがでしょうか。

[参考人]

登校時については、開店時間前ですので生鮮の作業員は出入口1を利用し、通学路のある出入口2は使用しないこととしております。学校としては下校時について懸念されており、学校からは生徒に対して、我々からはお客様に対して注意喚起を行うこととしております。

[東淵会長]

ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問はありませんか。

[竹下委員]

学校関係者とお話をするなかで、運動会の際、保護者は学校に駐車できないことから近隣の店舗等に駐車し、苦情が来る、運動会でのアナウンスが必要になる等のトラブルが発生しているといったことを聞きますが、そういった面で対応されたこと、今後の対応がございましたら教えてください。

[参考人]

既存店舗において、近隣に学校がある店舗もございしますが、駐車場が不足するといった事例はございません。ただ、今回の店舗については、学校側から行事予定等を共有していただき、店舗で認識しておき、起こりうる事案があれば協議する体制を取っています。現時点で運動会の対応については協議しておりません。対応するとなれば、私どもであれば「運動会のための長時間の駐車はご遠慮ください」といった掲示物を駐車場に掲示する形になると思います。我々としてもお客様なのか無断駐車なのかわかりかねる部分がありますが、発見した場合は学校と共有して問題解決を図ります。

[東淵会長]

その他、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

[倉内委員]

図面⑩の出入口1において、外側向け「右折入場はご遠慮ください」の看板を追加された意図は何でしょうか。

[参考人]

所轄の警察署から、反対車線からの来店になるためこういった看板を設置した方がよいのではないかとのご意見をいただいております。一方で学校からは、店舗北側から来店された車両が、出入口1が使えないことで出入口2を利用される方が安全上の懸念があり、車両は可能であれば出入口1から出入りするよう誘導してほしいとのご意見をいただいております。警察署のご意見も指導ではなく推奨であることから、看板の表記については、歩行者・自転車注意のものに変更したいと考えています。

[倉内委員]

おっしゃられたように、通学路に近い出入口2の方で動線が交錯するという点、こちらの交差点において北側からの車両が右折する際、見通しが悪い状態で直進車が通行することになり、危険性が高く、むしろ右折入店を抑制する看板は設置しない方がより安全な方向に作用するかと思いますので、設置しない方がよいと思います。

また、店舗東側の交差点について、市道北側の停止線がかなり北側に設置されているほか、県道の横断歩道も長くなっています。直交とまではいかないまでも、余分な部分は絞っていただいた方が交通安全上望ましいかと思いますので、事務局から担当部署に共有いただければと思います。

[東淵会長]

その他、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

[有光委員]

地元説明会で雨水処理の質問があったとのことですが、ご質問された方の趣旨はどういったものだったのでしょうか。

[参考人]

これまでは農地で、雨が降った際は浸透していたところであり、側溝が小さかったため、雨水柵の設置や側溝改修に関するご要望をいただきました。私どもではそのような対応はできないものの、敷地内でできる対応をしていくということでご了承いただいております。

[東淵会長]

その他、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

その他ご質問等ないようですので、参考人は退出いただいて結構です。

—参考人退出—

[東淵会長]

それでは、当審議会としての意見をとりまとめたいと思います。ご意見等はございませんか。

それでは、この届出案件につきましては、周辺地域の生活環境の保持のための合理的な

範囲での配慮がなされていることから、設置者に対し法に基づく意見はない旨、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

なお、答申の手続については、会長に一任していただくことをご了解願います。

－全員了解－

[東淵会長]

続きまして、次回以降の審議案件及びフォローアップ手続きについて、事務局に説明を求めます。

[事務局]

－資料 15～16 ページの主な内容について説明－

○次回以降の案件の説明

・審議会案件は、「ドラッグコスモス波止浜店（今治市）」、「スーパーセンタートライアル松山空港通り店（松山市）」、「クスリのアオキ神拝店（西条市）」、「コメリハード&グリーン今治店（今治市）」、「ドラッグコスモス西条大町店（西条市）」の新設が5件予定されている。

・県の意見提示期限については、「ドラッグコスモス波止浜店（今治市）」が令和8年1月7日まで、「スーパーセンタートライアル松山空港通り店（松山市）」が令和8年1月21日まで、「クスリのアオキ神拝店（西条市）」及び「コメリハード&グリーン今治店（今治市）」が令和8年2月25日まで、「ドラッグコスモス西条大町店（西条市）」が令和8年3月4日までとなっている。

○フォローアップ調査について

・「(仮称) スポーツ小売計画店舗（松山市）」について、設置市町が実施した実態調査の結果及び店舗設置者の自己評価の結果について報告があり、周辺生活環境への問題は発生しておらず、周辺住民からの苦情も発生していないため、問題なし。

・「(仮称) ドラッグストアモリ北条辻店（松山市）」については、設置市が実施した実態調査の結果及び店舗設置者の自己評価の結果、周辺住民からの苦情は発生していないものの、駐輪場の一部増設及び届出時間外に荷さばきを行っていたことが判明したため、口頭指導を行った。

・「ドラッグコスモス宇和島丸之内店（宇和島市）」については、設置市が実施した実態調査の結果、届出内容を順守していたものの、荷さばき作業に係る騒音について苦情が生じていたこと、店舗責任者が届出内容を十分に理解できていなかったことが判明した。

なお、荷さばき時間については、当該苦情を受けて調整しており、以降新たな苦情は発生していないが、今後も苦情等が発生した場合には誠意をもって対応するよう口頭指導を行った。

[東淵会長]

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

[有光委員]

(仮称) ドラッグストアモリ北条辻店について、駐輪場が一部増設されていたとのことですが、どういった理由によるものでしょうか。何らかの事情に対応するためで利便性の向上が見込めるのであれば、変更した方がよいのではと思います。

[事務局]

増設した理由については確認できておりませんが、位置の変更に該当するため変更届が必要であるとお伝えしたところ、撤去するとのことで、不足等もない旨確認しており、特に問題が発生している等の事情ではないと思います。

[東淵会長]

その他、ご意見ご質問はありませんか。

[事務局]

以上をもちまして愛媛県大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

○閉 会 (14:50 終了)

議事録署名人

⑩